

# SOFTIC

## NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

### 目 次

1. 平成15年度事業報告及び収支決算報告…………… 1	6. プログラム著作物の登録制度のご案内…………… 7
2. 平成15年度調査研究報告書の紹介…………… 4	7. 半導体集積回路配置登録事業の開始について…… 8
3. ソフトウェアの知的財産権入門講座 開催中…… 4	8. ソフトウェア・エスクロウのご案内…………… 8
4. 理事会・評議員会開催報告…………… 5	9. 永田常務理事ご挨拶（永田常務）……………10
5. プログラム著作物登録の申請状況…………… 6	

## 1. 平成15年度事業報告及び収支決算報告

### I 事業活動

平成16年6月21日(月)に開催された理事会及び評議員会において、当財団の平成15年度の事業報告及び収支決算が承認された。事業報告及び収支決算の概要は次の通り。

#### 1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

##### (1) 国際シンポジウム

SOFTICでは、現在注目されているLinuxをはじめとしたオープンソースソフトウェアを取り上げ、そのビジネス展開の動向及びオープンソースソフトウェアの代表的ライセンス契約であるGPLの法的問題について、国際シンポジウムを開催した。参加者はモデレーター、スピーカー及びパネリストを含め230名であった。

##### (2) ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

###### ① ソフトウェア関連の判例研究

「ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会」（委員長：三木茂弁護士）において、ファイル交換ソフトウェアの使用者の責任、音楽著作物の使用に伴う通信カラオケ装置のリース業者の責任及びDVDのコピー防止システムを解除するソフトウェアのホームページ掲載者に対する責任等が争われた事例について検討を行った。

###### ② ソフトウェア関連特許研究

「ソフトウェア関連特許に関する調査研究委員会」（委員長：相澤英孝 早稲田大学教授）では、ソフトウェア関連の特許侵害事件を材料に、インターネット関連技術についての侵害の成否、情報表示装置に関する特許の有効性等、ソフトウェア関連特許の権利行使の問題を中心に検討を行った。

###### ③ 海外調査

本年度は、以下に示す国際会議に参加し、海外におけるソフトウェアの権利保護、電子商取引等に関する情報収集を行った。

- ・フォーダム法科大学「国際知的財産権法と政策に関する第11回年次会議」（米国）
- ・WIPO「第9回著作権および関連権利に関する常設委員会」（スイス）
- ・ALAI（国際著作権法学会）「コンGRESS2003」（ハンガリー）

###### ④ 情報の提供

最近話題となっている著作権関連判例、トピックの要約等をSOFTIC Law News (SLN) として発行するとともに、内外の関連誌のトピックを紹介する「知的財産権問題関連入手資料ご案内」を毎月発行した。

###### ⑤ ソフトウェアの知的財産権入門講座の開催

ソフトウェアの知的財産権に関する基礎的な知識を習得することを目的とするAコース及び専門的な

知識を習得することを目的とするBコースに加え、短期間に主要な内容を習得するための短期コースを設け、入門講座を開講した。受講者数は3コース合計で48名であった。

#### ⑥ セミナー

平成15年度は、次の2件のセミナーを開催した。  
＜SOFTICセミナー「オープンソースソフトウェアの動向と法的問題」＞

○日 時：平成15年6月20日(金)13：30～16：30

○会 場：弁護士会館 講堂「クレオ」A

○講 師：比屋根一雄氏（三菱総合研究所）

岡村久道氏（弁護士、岡村・堀・中道法律事務所）

○参加者数：150名

本セミナーでは、電子政府などの議論の場でも話題に挙げられているオープンソースソフトウェアについて、その最近の動向を比屋根氏、さらに法的な問題を岡村弁護士に解説して頂いた後、活発な質疑応答が行われた。

＜ALAI/SOFTIC共同セミナー「情報社会における創作者の権利の保護」研究会＞

○日 時：平成15年12月8日(月)18：30～20：10

○会 場：専修大学7号館731番教室

○参加者数：約30名

本年9月にハンガリーで開催されたALAI（国際著作権法学会）2003年ブダペスト大会の内容を、ALAI会員、SOFTIC賛助会員に報告することを目的として開催された。小川憲久先生（SOFTIC主任研究員／弁護士）、山本隆司先生（ALAI日本支部監査役／弁護士）、野方英樹氏（ALAI日本支部会員）、増山周氏（ALAI日本支部会員）を講師に迎え、今大会の議論の総括、情報社会における権利制限規定へのアプローチ、技術的コントロールとデジタルネットワークにおける保護対象物の流通、実演家の権利保護について報告頂いた。

(3) ソフトウェア等の法的保護に関する受託調査  
ソフトウェア等の法的保護問題に関する調査研究の一環として、次の各テーマについて受託調査を実施した。

#### ① オープンソフトウェアの法的諸問題に関する調査

オープンソースソフトウェアの代表的ライセンス契約であるGPLの適用範囲の問題およびビジネスに係る各当事者間の契約関係の現状を調査すると共に、我国の実態にあったオープンソースソフトウェアの契約モデルの策定を行った。

#### ② 情報システムの政府調達に係るサービスレベル契約（SLA）に関する調査

情報システムの政府調達におけるSLAの導入について、SLAの考え方、SLA導入の手順及び政府調達の場合における留意点等について調査を行った。

#### ③ 民間における技術の標準化プロセスに関する実態調査

情報通信技術の急速な発展等により通信機器や情報家電等の情報通信関連機器の互換性及び相互接続性を維持するための「技術標準」の重要性が一層高まる中、技術の標準化に関しては、標準の策定方法、標準規格に含まれる特許技術のライセンス方法等によっては独占禁止法上の問題が生じ得ることから、標準化作業の促進のためには、独占禁止法上の考え方がより一層明確化されるべきであると政府の総合科学技術会議及び知的財産戦略本部から指摘されている。

このため、標準化作業に関わる国内の事業者等に対するヒアリング及び公開された文献を通じ、民間における技術標準化の実態調査を行った。

#### ④ ソフトウェア・ライセンス契約におけるライセンシー保護に関する調査

ソフトウェアのライセンス契約においてライセンサーが倒産した場合、現行破産法においては、管財人は当該ライセンス契約の解除を選択することができる。そのような場合におけるライセンシーの保護について、破産法改正案、既に手当がなされている米国破産法の各内容を把握すると共に、今後のわが国におけるライセンシー保護のあり方について調査を行った。

## 2. ソフトウェア・プロダクトに関する普及啓発及び調査研究

### (1) ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

#### ① ソフトウェア関連情報の提供

事務局に閲覧室を設置し、当財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ内外のソフトウェア関連資料を整理拡充し、広く一般の利用に供するとともに、インターネットを利用した情報の提供を行った。

#### ② ソフトウェア・プロダクトの表彰

ソフトウェア・プロダクトの開発意欲を高め、市場の活性化を図る事を目的に毎年表彰制度を実施している。第15回「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2003」について平成15年4月より募集し、応募プロダクトについて選定委員会（委員長：鶴沢昌和青山学院大学名誉教授）により評価検討を行って選定し、10月に表彰を行なった。

下記の4部門4プロダクトが選定された。

・システム分野

AD-POWERs (エイ・ディー・パワーズ) 大日本印刷株式会社

- ・ビジネス・アプリケーション分野  
サイボウズ ガルーン サイボウズ株式会社
- ・エンジニアリング分野  
高速・高安定型連立一次方程式計算ソルバSuper Matrix Solver 株式会社ヴァイナス
- ・ソーシャル／ライフ分野  
携帯用会話補助装置 トークアシスト  
明電ソフトウェア株式会社

#### (2) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ・エージェントとして、ソフトウェア・エスクロウ制度の普及に努め、数多くの問い合わせ及びエージェント業務を受けた。本年度の新規契約数は20件、これを含めて平成15年度末時点で継続中の契約数は46件である。

#### (3) ソフトウェア仲裁機関業務の実施

ソフトウェア取引に関する紛争解決手段の一つとしての仲裁制度が注目されており、当財団においても仲裁機関業務実施の可能性を検討してきた。平成15年に仲裁法の改正が行われたことに伴い、今年度は新仲裁法の改正内容に照らして仲裁機関業務の検討を行うと共に、わが国におけるADR利用の活性化のためにどのような課題があるのか検討を行った。

#### (4) ソフトウェアの利用契約に関する調査研究

「ソフトウェアの契約に関する調査研究委員会」(委員長：吉田正夫弁護士)を設置し、あらたなソフトウェアの流通として期待されているASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス契約について、ASP取引の事例をもとに、ASPサービス契約における法的及び契約上の問題について検討した。

### 3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

#### (1) 非特許文献の収集

相澤英孝早稲田大学アジア太平洋研究センター教授を委員長とするコンピュータソフトウェアデータベース検討委員会(「CSDB検討委員会」)を平成9年度以降引き続き設置、開催(3回/年)し、同委員会の審議を経て、平成15年度、非特許文献を「8,071冊」収集した。

#### (2) 解析及び電子化情報の作成

非特許文献ないしはそこからCSDB構築に必要な抽出が行われた記事に対し、検索キー(「CSターム」)の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成を行い、平成15年度、それら一次文献情報を含めた電

子化情報を「40,524件」作成した。

平成15年度末までに作成された電子化情報の年度別作成件数は以下のとおりであり、これら総数は、概ね、23万7千件を超えるに至っている。

#### (3) CSDBの外部公開に係る著作物利用許諾手続きの開始

特許庁は、平成15年5月から、それまでに蓄積したCSDBの電子データのうち、著作物利用許諾を要しない書誌事項等に係る電子データを特許電子図書館(IPDL)を通じて外部公開を行い、次いで、同12月開催の「CSDB検討委員会」においては、CSDBの一次文献情報等についても、今後収集する文献のうち他の商用データベース等で入手することが困難なマニュアル類(コンピュータソフトウェアマニュアル、ビジネスマニュアル、ゲームマニュアル等)を中心に、その発行元に対し著作物利用許諾手続きを要請し許諾が得られたものについては特許庁特許電子図書館(IPDL)を通じて外部公開を行っていくこととなり、特許庁は、これを受けて、平成16年2月より、著作物利用許諾に係る協力依頼を開始した。

ソフトウェア特許情報センターにおいても、これに合わせて、著作物利用許諾手続きに係る協力とCSDBへの許諾情報の取り込みを開始した。

#### 4. プログラムの著作物に関する登録事務

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、プログラムの著作物の登録事務を行った。また、各関係団体での登録制度の説明会の開催、登録情報に関する官報公示、登録年報の発行及び検索サービス等の情報提供を行った。

昨年度に引き続き、登録申請時の必要資料であるプログラム著作物の複製物の電子媒体化について検討を行った。

平成15年度総申請件数は450件であった。登録の種類別にみると、創作年月日の登録が昨年度より減少し、著作権の登録及び著作権譲渡が増加している。総申請件数は、昨年度より127件の減少となった。

## II 収支決算(概要)

平成15年度総収入は、8億8千838万円、総支出は8億9千128万円、総収支差額は290万円のマイナスであった。前期繰越金は1億6千783万円であったので、次期繰越収支差額は1億1千371万円となった。

一般会計の当期の収入は、1億8千220万円で、予算より4千496万円の増加となった。

これは、敷金返却収入や受託調査の収入が計上されたことによる。他方、支出については、ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究や国際シンポジウムについて当初想定した事業規模を下回ったため減少し、また、管理費は、経費節減と受託事業に伴う振り替えによる減少があったものの、役職員給与手当の中に退職金支出が計上された関係で増加となった。さらに、登録事業特別会計への繰出金支出を加えて、当期の支出は、1億8千785万円であった。この結果、当期の収支は、565万円のマイナスとなった。

登録事業特別会計の収入は、2千762万円で、予算よりも231万円減収であった。また、当期の支出については2千800万円と予算より189万円下回った。この結果、当期の収支は、41万円のマイナスとなった。

ソフト特許特別会計の収入は、6億7千855万円で、予算より814万円の増収となった。また、当期の支出は6億7千539万円で、予算より1千500万円減少した。この結果、当期の収支差額は、316万円のプラスとなった。

## 2. 平成15年度調査研究報告書の紹介

### 「ASPサービス契約に関する調査研究報告書」 —平成15年版—

新たなソフトウェア・サービス取引として注目されてきているアプリケーション・サービス・プロバイダー（以下ASP）を取り上げ、サービス形態や契約条項について具体例をもとに議論し、契約を巡る法的問題について検討した。

### 「ソフトウェア関連判例の最新動向」 —平成15年版—

ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会（委員長：三木茂弁護士）では、米国の著作権保護期間延長法の合憲性判断、通信カラオケ機器リースの著作権侵害責任と差止請求の可否、ファイル換ソフトウェアの著作権侵害責任、DeCSSをホームページに掲載した責任に関する合憲性判断、名誉毀損に係るプロバイダ責任と発信者情報開示請求に関

する事件を取り上げ、それぞれ検討した。

### 「ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書」 —平成15年度—

本報告書では、ソフトウェア関連特許についての侵害事件として、ウェブページへのアクセス時における渋滞・遅延を軽減するシステムに関する特許について侵害の有無を判断した事件、ウェブブラウザの特許を他社製品が侵害しているとして原告に損害賠償請求を認めた事件、及びナースコール装置に関する特許について、原告特許は無効と判断された事件の3件を掲載している。また、現在話題となっている職務発明について、主要な判例を通じて問題提起された個別の論点についての検討を行っている。

## 3. ソフトウェアの知的財産権入門講座 開催中！

標記講座につき、下記のとおり開催しております。短期コース（10月集中開講）、Bコース（2005年1月開講）は引き続き募集中です。お問合せ・お申込、お待ちしております。

- 期 間： [短期集中コース] 平成16年10月25日より全4日間  
[Bコース] 平成17年1月12日より全6回(平成17年3月終了予定)
- 時 間： 午後1時30分から4時30分(休憩・質疑応答含む)
- 場 所： 剛堂会館 一階会議室（東京都千代田区紀尾井町3-27）
- 定 員： 各コースとも60名(先着順)
- 受講料： [短期集中コース] SOFTIC賛助会員4万円／一般6万円  
[Bコース] SOFTIC賛助会員6万円／一般10万円

※ 財団法人ソフトウェア情報センターは、第二東京弁護士会の外部研修実施団体として、同会の認定を受けており、本講座はその対象となります。

## ■短期集中コース

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	10月25日(月)	ソフトウェアと企業法務	大野 幸夫
第2回	10月27日(水)	ソフトウェアと特許	岩本 康隆
第3回	10月28日(木)	ソフトウェアと契約	小倉 秀夫
第4回	10月29日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法	石田 英遠

## ■Bコース

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	2005年 1月12日(水)	ソフトウェアと企業法務	梶山 敬士
第2回	1月26日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田 正夫
第3回	2月9日(水)	ソフトウェア特許の侵害論	水谷 直樹
第4回	2月16日(水)	不正競争防止法の解説	小川 憲久
第5回	3月2日(水)	関連する諸問題（独禁法問題）	大澤 恒夫
第6回	3月16日(水)	デジタル・コンテンツの権利処理	龍村 全

## 《ご参考》 ■Aコース

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	6月22日(火)	知的財産権法の概論	美勢 克彦
第2回	6月29日(火)	日本著作権法の概論	泉 克幸
第3回	7月7日(水)	ソフトウェア契約(1)	宮下 佳之
第4回	7月15日(木)	ソフトウェア契約(2)	大谷 和子
第5回	9月15日(水)	ソフトウェア特許の概説	三品 岩男
第6回	9月22日(水)	特許の出願実務	土井 健二
第7回	11月17日(水)	ソフトウェア等の保護の国際動向	亀井 正博

## 4. 理事会及び評議員会の開催報告

平成16年6月21日(月)に、理事36名の出席のもとに理事会が、評議員37出席のもとに評議員会が開催されました。審議に先立ち安西理事長が挨拶をした後、来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長小林利典氏、文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長 川瀬真氏、特許庁総務部特許情報利用推進室長 吉村和彦氏からご挨拶があった。議事の概要は次のとおりです。

(1) 第1号議案「評議員の委嘱」(理事会議案)について、山地専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任	池田 映岳	委嘱	笠間 芳治
	伊東 健		重吉 博右
	尾崎 充亮		中嶋 義晴
	河田 亨		原嶋 克巳

三和 正明

(2) 第2号議案「理事及び監事の選任」(評議員会議案)について、山地専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任理事	古川 一夫	新任理事	篠本 学
	主代 静義		永田 雅博
	(平成16年7月1日付け)		(平成16年7月2日付け)
退任監事	羽山 正孝		

(3) 第3号議案常務理事の互選について、山地専務理事から説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決した。

新任 常務理事	永田 雅博
	(平成16年7月2日より)

退任 常務理事	主代 静義
	(平成16年7月1日まで)

(4) 第4号議案「顧問の委嘱」について、山地専

務理事から説明があり、「羽山正孝」を顧問に推薦することを説明した後、審議の結果、全員異議なく承認可決した。

(5) 第5号議案「平成15年度事業報告書及び収支決算書及び財産目録」について、山地専務理事から説明があり、監事を代表して森田監事から事業報告書、収支決算書及び財産目録について本財団の状況を正しく示している旨の報告があり、審議の結果、全員異議なく「平成15年度事業報告書、収支決算書及び財産目録」を原案どおり承認可決した。また、平成15年度の収支差額113,714,819円全額を翌年度(平成16年度)に繰り越すことを全員異議なく承認可決した。

(6) 第6号議案「平成16年度事業計画書及び収支予算書の変更」について、平成16年3月の理事会で決定された事業計画に5.として「半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務並びに関連する調査研究及び情報提供」を追加し、当該事業の追加予算、収入15,380千円、支出15,380千円について、山地専務理事から説明の後、審議し、全員異議なく承認可決した。

(7) 第7号議案「寄附行為の変更」について、山地専務理事から説明があり、別添寄附行為変更案の通り、軽微な文言の修正が入ることを含めて全員異議なく承認可決した。議長から寄附行為第36条に基づき、出席者36名全員が異議なく了承しており、理

事現在数37名の4分の3以上に達している旨報告があり、当議決が有効に成立していることが確認された。

(8) 第8号議案「組織規程の改定」について、山地専務理事から説明があり、「半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務並びに関連する調査研究及び情報提供」事業を実施するための組織規程の変更及び寄附行為の条番号を引用している組織規程以外の各種細則について、寄附行為の変更に伴う引用番号の修正を行うことについて諮り、全員異議なく了承した。

(9) 第9号議案「設定登録等事務実施者の選任」について山地専務理事から説明があり、審議の結果、つぎのとおり「設定登録等事務実施者」の選任を、全員異議なく承認可決した。

選任：青柳正子、石井万寿美、安藤かおり、太田礼、高橋宗利、江口裕一

(10) 第10号議案「設定登録等事務規程」について、山地専務理事から説明があり、審議の結果、原案どおり、全員異議なく承認可決した。

(11) 第11号議案「平成16年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金の受入」について、山地専務理事から5項目33,492千円(自己負担分を含めて総額63,991千円)を受け入れるにあたり、理事会の賛同を得たい旨の説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決した。

## 5. プログラム著作物登録の申請状況

財団法人ソフトウェア情報センター  
平成16年6月30日現在

### 1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	(*) H16	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	270	60	7,713
第一発行年月日の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	2	0	163
第一公表年月日の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	177	30	1,218
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	80	13	816
(根)質権の設定・抹消・変更	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	36	11	242
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	61	5	147
嘱託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	1	13
合計(*)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	450	90	9,115

## 2. プログラム分類別申請件数

分類／年度	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	(*) H16	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	36	12	1,624
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	118	13	2,602
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	164	46	4,126
合計(*)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	318	71	8,352

(\* 1) 平成16年度は、4月～6月の件数です。

(\* 2) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、登録の種類別申請件数の合計とプログラム分類別申請件数の合計は異なります。

## 6. プログラム著作物の登録制度のご案内

コンピュータ・プログラムは、プログラム著作物として「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき登録することができます。

財団法人ソフトウェア情報センターは、昭和62年に文化庁より登録機関として指定され、プログラム著作物の登録を実施しています。

※法律に基づき、プログラム著作物の登録を行っている機関は他にはございません。

民間企業等が行っている登録とはまったく関係ございませんのでご注意ください。

★登録の種類及び効果は次のとおりです。

### (1) 創作年月日の登録（法第76条の2）

- ・プログラム著作物の創作年月日（プログラムが完成した日）を登録するものです。
- ・公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。
- ・著作者のみ申請することができます。

効果：登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

### (2) 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録（法第76条）

- ・発行（公表）された著作物について、その第一発行（公表）年月日を登録するものです。
- ・古いプログラムでも販売や、公衆送信（あるいは送信可能化）されていれば登録できます。
- ・著作権者又は無名、変名（ペンネーム等）で公表された著作物の発行者が申請できます。

効果：登録した年月日に第一発行（公表）されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

### (3) 著作権の登録（法第77条）

- ・著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。効果：譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著作物を担保として融資が受け易くなります。

### (4) 実名の登録（法第75条）

- ・無名または変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・現にその著作権を有するかどうかに関らず実名の登録を受けることができます。
- ・著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

効果：実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

★登録申請時に必要なものは次のものです。

1. 申請書
2. 明細書
3. プログラム著作物の複製物（マイクロフィッシュ）
4. 登録手数料3万円（振込）
5. 登録免許税（収入印紙）
6. 代表者資格証明書（法人の場合）

★詳しくお知りになりたい方は『プログラム登録の手引き』（1冊1,500円）を販売しておりますので、登録部までご注文下さい。ホームページにも掲載しております。<http://www.softic.or.jp/>

★ プログラム著作物の登録に関するお問い合わせ  
やご質問は、登録部までお願いいたします。

## 7. 半導体集積回路の回路配置利用権登録事業の開始について

### 【回路配置利用権登録制度とは】

『半導体集積回路の回路配置に関する法律』（昭和60年5月31日）に基づく回路配置利用権登録制度は、回路配置（回路素子及び導線の配置）の创作者の権利を回路配置利用権として保護することにより、回路配置の模倣を防止し、回路配置の取引の安定化・円滑化を図り、半導体集積回路の開発を促進するものです。

回路配置利用権は、登録した回路配置を用いて半導体集積回路を業として製造する行為と、登録した回路配置を用いて製造した半導体集積回路を業として譲渡、貸渡、展示、又は輸入する行為に対する排他的権利であり、設定登録の日から10年間存続します。回路配置利用権者はこの排他的権利の権利侵害者に対して、損害賠償請求や差止請求をすることができます。

### 【回路配置利用権の登録業務】

（財）ソフトウェア情報センター（SOFTIC）は『半導体集積回路の回路配置に関する法律』第28条に基づく登録機関として、平成16年9月1日より回路配置利用権登録に係る業務を行うこととなりました。なお、昭和61年1月から（財）工業所有権協力センター（IPCC）回路配置利用権登録センターが行ってきた登録業務に伴う登録データ（累積約8,800件）については、すべて継承されます。

登録業務の内容は以下のとおりです：

- 回路配置利用権の設定登録及び権利移転、専用利用権の設定、通常利用権の許諾、質権の設定等の権利関係の登録業務
- 登録された回路配置利用権に関する申請書類及び登録原簿等の閲覧業務
- 設定登録の公示業務

### 【回路配置利用権に関する設定登録申請件数の推移】

ご参考までに過去の回路配置利用権の設定登録申請件数の推移を以下に示します。

年		S61	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	計
設定登録 申請件数	合計	832	592	804	873	719	652	510	510	548	373	481	432	300	294	341	204	121	123	8709
	うち 外国	110	116	82	69	60	52	44	50	45	42	55	37	27	23	17	2	3	0	834

## 8. ソフトウェア・エスクロウのご案内

### ●ソフトウェア・エスクロウとは？

ライセンスを受けていたソフトウェア提供者（ライセンサー）が倒産して、ライセンサーの所在やソース・コード、関連のドキュメント類が分からなくなってしまってメンテナンスができず、結局、長期にわたって蓄積したデータを放棄せざるを得なくなってしまったというようなご経験がありませんか？

欧米諸国には、このような場合に備えてソフトウェア・エスクロウという制度があります。この制度は、ライセンサー・ライセンシーが、ソフトウェ

ア取引を開始するにあたって、そのソースコードや技術情報等を第三者（エスクロウ・エージェント）に預託しておき、ライセンサーに事故等があった場合、エスクロウ・エージェントが予め定められている一定の条件（開示条件）の下でそのソースコード等をライセンシーに開示することにより（逆に、その開示条件が成立しなければ、当該預託物が開示されることはありません。）、ライセンシーの保護を図る制度です。

欧米では既に、10年ほど前からこのソフトウェ

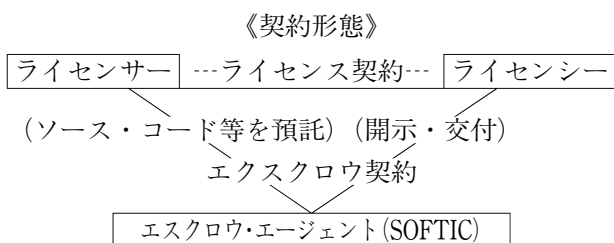


ア・エスクロウ制度が機能しており、アメリカでは民間の会社等が、イギリスでは公的民間機関と民間の会社が、フランスはソフトウェア産業が母体の公益団がエスクロウ・エージェントとして活動しています。そして、ソフトウェア産業の信用度を高めるとともに、ソフトウェア取引の付加価値という観点から本制度が定着してきております。

これに対して、わが国にはこのような制度は存在しないため、例えば、海外ユーザーとソフトウェア取引を行なう場合に、当該ユーザーの要求により、その海外ユーザーの国のエスクロウ・エージェントにわざわざ出向いて預託しているケースが多いと言われております。

このような背景の下、97年7月1日よりSOFTICが日本におけるエスクロウ・エージェントとして業務を開始しております。

ソフトウェア・エスクロウの契約形態は下図のとおりです。



### ●メリットは？

- ライセンシーにとって：
  - ・万が一、ライセンサーの倒産あるいは災害等によりメンテナンス等が受けられない場合、エスクロウ契約に従い預託物として保管されているソース・コードや技術者情報等により、メンテナンスの確保や使用継続がより実現しやすくなる。
- ライセンサーにとって：
  - ・エスクロウの利用により、ユーザーに対し当該ソフトウェアの安定的な使用確保等をセールス・ポイントの一つとすることができる。

### ●どのような手続が必要？

大まかには以下のような手順の手続になります。

- ①ソフトウェア提供者とユーザー間で、エスクロウ利用の合意（ライセンス契約書中にその旨明記されることが望ましい。）。
- ②ソフトウェア・エスクロウ契約の申込を受けて、SOFTICから契約書式等必要な書類を交付。
- ③「新規契約手数料」をSOFTIC所定の口座に振込む。
- ④手数料の振込確認後、契約日、預託物受入日を設定。
- ⑤ライセンサー・ライセンシーによる預託物（FD、CD-ROM、CD-R、ドキュメント類等）の封印。
- ⑥ソフトウェア・エスクロウ契約の締結、預託物の受入。

### ●料金は？

- ①新規契約手数料：1件につき14万円／年（一般）  
12万円／年（会員）
- ②契約更新手数料：1件につき12万円／年（一般）  
10万円／年（会員）
- ③その他の手数料
  - ・保管状況確認報告書手数料 500円／回  
(いずれも消費税込み)

### ●その他

- バージョンアップ版については、新規の契約となります。
- エスクロウの契約期間は1年間で、その後は、1年単位での更新。更新の場合は、「更新手数料」の支払をいただくことになります。
- 対象とする預託物の書類（媒体）は、FD、CD-ROM、CD-R等の磁気又は光学媒体及び紙ベースのドキュメント書類です。

### 〔問合・申込先〕

〒105-0001東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
 (財)ソフトウェア情報センター エスクロウ担当  
 まで  
 電話03-3437-3071、ファクシミリ03-3437-3398  
 E-mail escrow@softic.or.jp

## 9. 永田常務理事ご挨拶



永田常務理事

本年7月2日に、主代前常務理事（ソフトウェア特許情報センター長）の後任として当「ソフトウェア情報センター（SOFTIC）」に着任しました永田でございます。

この場をおかりしまして日頃お世話になっております皆様一言ご挨拶申し上げます。

昨今のIT社会への動きをみますと、インターネットやパソコンの急速な普及により、ビジネス、産業の場にとどまらず、家庭にもパソコンがあり、インターネットで情報交換がなされる時代であります。このようなネットワーク社会ではコンピュータ技術の発展とともに、そのソフトウェアの急速な進展に大きく依存しております。

このソフトウェアのIT社会に占める重要性は益々高まっております。

今年度には、e-Japan戦略II等を踏まえ、取り組むべき重点施策を明らかにした「e-Japan重点計画-2004」や知的財産基本法に基づく推進計画の見直し

作業が行われて「知的財産推進計画2004」が取りまとめられております。

このような情勢の中でIT社会の牽引役であるソフトウェアプロダクトについて、その普及啓発、調査研究、ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究、特許庁コンピュータソフトウェアデータベースのための電子化情報作業、プログラム著作物の登録など、ソフトウェアに関わる情報センターとして当SOFTICの果たす社会的役割と使命は極めて重要なものと認識しております。

このような情報化の基盤を支えるところで業務ができることは、私にとって大変光栄であり、また同時に、その責任の重さを痛感しております。

私が携わります「ソフトウェア特許情報センター（PIC）」における業務は、急速な進展がみられますコンピュータソフトウェア関連分野（ビジネス特許に係る分野も含む）の先行技術調査の充実化を図るために、これらの分野の非特許文献を、これまで蓄積された人材とノウハウにより総合的に収集・解析しそれらを電子化情報として作成するものであります。そして、特許庁に納入されて審査資料（「コンピュータデータベース（CSDB）」）として用いられるものであり、審査基盤整備を担う極めて重要な業務であります。

微力ではございますが、当財団の発展のために努力する所存ですので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

### SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTIC NEWS 2004年7月 (No.40)  
発行 財団法人ソフトウェア情報センター  
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTIC)  
発行人 山地 克郎  
問い合わせ先 事務局 島崎 省二  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398  
Web Site : <http://www.softic.or.jp/> E-mail : [staff@softic.or.jp](mailto:staff@softic.or.jp)